

令和8年度富山県地籍調査事業計画の決定について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和8年度における地籍調査事業計画を次のように定めました。

令和8年5月15日

富山県知事 新 田 八 朗

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
富山市	富山市山田沢連	令和8年4月7日から 令和9年3月31日まで
魚津市	魚津市新角川一丁目、本町一丁目、 鹿熊、舛方	
滑川市	滑川市上小泉、下島	
小矢部市	小矢部市屋波牧、桜町	
南砺市	南砺市小来栖、下梨、栃原、来栖	
射水市	射水市本江針山、港町	
上市町	中新川郡上市町大坪、法音寺、横法 音寺、稗田、三日市、 湯上野	
立山町	中新川郡立山町女川新、釜ヶ渚	